

景観形成基準チェックシート

※適合する項目のチェック欄に、レ点を記入してください。

		景観形成基準		チェック欄	
建築物の形態意匠	眺望	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 原則、屋上工作物や塔屋等は設けない。 		
		建物配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の建築物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮するとともに、自然環境と調和したゆとりある配置とする。 		
	意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 華美な装飾等は避け、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 建築物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものであるとする。 道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。 		
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲のまちなみと調和したデザインとする。 原則両流れの勾配(3/10から5/10までの勾配)屋根(原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上)とする。 屋根材は、日本瓦又はそれと同等の風情を有するものとする。 高さ10mを超える建築物については、道路に面する1、2階の外壁には軒庇(原則として軒の出は60cm以上)を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。 		
	建築物の形態意匠	意匠	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、門、塀又は生垣等の設置や緑化ブロックによる緑化の工夫など、周囲の景観との調和に配慮する。 	
			屋外付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> 給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 屋上にはできる限り屋外設備を設置しない。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で目隠しするなど、建築物との一体性を確保する。 太陽光発電設備を屋根に設置する場合は、屋根から突出させないものとし、パネル面が直接見えにくいようにするなど、山並みや周囲の景観との調和に配慮する。 太陽光発電設備を壁面に設置する場合は、道路等の公共用空地から見える場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、壁面との一体性を確保する。 太陽光発電設備のパネルの色彩は、光沢の少ない黒、暗い灰色又は濃紺とする。 	

建築物の色彩	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、歴史的な社寺や、地域に親しまれ景観資源となっている建築物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とする。 										
屋根以外	<p>【色彩基準】</p> <table border="1" data-bbox="603 533 1018 678"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5YR～5Y</td> <td>6～8</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>7.5Y～10Y</td> <td>6～8</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度4～8とする。</p>	使用する色相	明度	彩度	2.5YR～5Y	6～8	4 以下	7.5Y～10Y	6～8	2 以下	
使用する色相	明度	彩度									
2.5YR～5Y	6～8	4 以下									
7.5Y～10Y	6～8	2 以下									
屋根	<p>【色彩基準】</p> <table border="1" data-bbox="603 723 1018 790"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y系</td> <td>3 以下</td> <td>0.5 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>N系については、明度5.5以下とする。</p>	使用する色相	明度	彩度	R・YR・Y系	3 以下	0.5 以下				
使用する色相	明度	彩度									
R・YR・Y系	3 以下	0.5 以下									
素材・材料	<ul style="list-style-type: none"> 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 外壁、屋根、サッシ、手摺、格子等に使用する材料は、光沢の少ないものとする。また、ガラスを壁面の全面に使用しない。 										
敷地内の緑	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積×1/200本以上の中高木（高さ1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。 										
外構	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の外構は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。 										